

石狩市議会基本条例の解説

目次

前文	1
第1章 総則（第1条・第2条）	2
第2章 議会及び議員（第3条 - 第5条）	3
第3章 市民と議会（第6条 - 第8条）	5
第4章 議会と市長（第9条・第10条）	7
第5章 政務活動費（第11条）	8
第6章 議会の体制整備（第12条 - 第14条）	9
第7章 議員の政治倫理、定数及び報酬（第15条 - 第17条）	10
第8章 議会の災害対応（第18条・第19条）	12
第9章 最高規範性及び見直し手続（第20条・第21条）	12
附則	

前文

私たちのまちは、北海道の母なる川、石狩川の河口のまちとして、先人とともに幾多の困難を乗り越えてきた。そしていま、国際貿易港である石狩湾新港を中心としながら、新たな時代に向けた取り組みを続けている。

日本国憲法は、地方公共団体の制度として、議事機関である議会を構成する議員と執行機関である市長をそれぞれ住民が直接選挙する二元代表制としている。議会と市長は、独立・対等の立場で互いに尊重し、また、抑制と均衡を保ちながら、それぞれが適切に役割を果たすことが求められている。

そのため、石狩市議会がこれまで歩んできた歴史と伝統を重んじ、かつ既存の枠組みにとらわれない柔軟な姿勢を保ちながら、自らの改革及び機能強化に継続的に取り組んでいく必要がある。

最高意思決定機関としての、議会及びその構成員である議員は、高度に複雑化した市政課題に対応すべく、多様化する市民ニーズを的確に把握し、行政への監視と持続的な緊張関係の保持、政策提案、積極的な情報公開、公平・公正・透明性の確保、政策活動への市民参加の推進など多くの諸課題に真摯に向き合い、全ての市民の福祉増進に、努めなければならない。

よって、石狩市議会は自らの責務を自覚し、市民自治の主権者である市民への誓約として、ここに、基本原則を定め、議会の最高規範として、この条例を制定する。

【解説】

・本条例の制定に至った背景を述べるとともに、議会と議員の役割をはじめとした本条例の内容を市民と共有することを通じて、市民の負託に的確に応える議会の在り方を常に追求し、市民福祉の増進と市勢の発展のための取り組みを推進するという、議会の決意を述べています。

※「議事機関」

予算、条例等の地方公共団体の行政運営の基本的事項について、審議し、決定する権能を有する地方公共団体の機関をいい、憲法第93条第1項は、地方公共団体に議事機関として議会を設置すべきことを定めています。

※「執行機関」

地方公共団体には、執行機関として、首長（都道府県知事、市町村長）と、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会などの委員会又は委員を置くこととされています。それぞれの執行機関が独立した権限を持っている一方で、執行機関全体の総合調整は首長が行うシステムとなっています。

※「二元代表制」

地方公共団体の執行機関としての市長と、議決機関としての議会の議員を共に市民の直接選挙で選ぶことにより、市長と議会それぞれが市民の代表機関として、その権限を担い相互の均衡と調和を図るとする仕組みのことをいいます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下、市民及び市長と議会の関係、議会活動の基本原則を定めることにより、市の最高意思決定機関である議会が積極的な情報開示に努め、市民の負託にこたえ持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

【解説】

・本条は、前文で掲げられた議会の決意などを踏まえ、これまで明文化されていなかった、市長と議会との関係や議員の役割など、議会に関する基本的な事項を条例という形式で明確に規定し、市民との共通認識とすることにより、議会・議員活動の一層の充実・活性化を図り、市民の負託に的確に応え、豊かなまちづくりの実現に寄与することを、本条例の目的として定めています。

（基本理念）

第2条 議会は、市の議事機関として、その議決責任を強く認識し、市民自治の観点から、真の地方自治の実現を目指すものとする。

【解説】

・本条は、議会が市民の多様な意見等を把握し、市政に反映する権限を有する合議体としての特性を最大限に生かすことにより、市民自治の観点から、真の地方自治を実現するという、議会が達成しようとする本条例の基本理念を定めています。

第2章 議会及び議員

（議会の活動原則）

第3条 議会は次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市民の代表機関であることを常に自覚し、議会活動の公平・公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）に対し、適切な行政運営が行われているかを監視し、評価すること。
- (3) 政策立案、政策提案機能の充実強化を図ること。
- (4) 意思決定に当たって、議員間の自由な討議を通じて論点及び争点を明らかにし、合意形成に努めること。
- (5) 議会の役割を不断に追求し、議会改革に継続的に取り組み、市民に開かれた議会を目指すこと。

【解説】

・本条は、第2条に規定する基本理念の実現を果たすため議会が遵守すべき、5つの活動原則を定めています。

第1号では、議会活動の重要性・重大性を踏まえ、市民の信頼を確保するため、公平・公正性・透明性を確保すべきことを定めています。

第2号では、二元代表制の下、市長等の執行機関の事務が適切に執行されるよう、監視・評価する役割を担っていることを定めています。

第3号では、高度に複雑化した市政課題に対し、政策を立案するとともに、立案した政策について、市長などに提案し、さらにこれを決定する役割を担っていることを定めています。

第4号では、議会の審議等においては、全会一致を目指し、できる限り議員が議論を尽くした上で、議会の意志を決定するという原則的な姿勢を定めています。

第5号では、議会の意志決定において、議会の役割を不断に追求し、石狩市議会がこれまで歩んできた歴史と伝統を重んじながら、既存の枠組みにとらわれない柔軟な姿勢を保ち、議会改革に継続的に取り組むべきことを定めています。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、前条各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を重んずること。
- (2) 議員間においては、情報の共有に努めること。
- (3) 不断の自己研鑽に努め、意思の表明に当たっては、調査研究及び市民意見の聴取に努めるとともに、説明責任を果たすこと。
- (4) 議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動すること。

【解説】

・本条は、選挙により選ばれた市民の代表としての立場を常に認識しながら、議会の構成員として活動する必要があるという前提のもと、4つの活動原則を定めています。

第1号では、議会が言論の府であり、また、合議制の議事機関であるといった特性等を十分に発揮するため、市民の代表として議員間で活発に討議を行うなど、議会で十分な審議を尽くすべきことを定めています。

第2号では、前号で定めた十分な審議を尽くすため、議員間における情報共有の重要性を定めています。

第3号では、議員は、常日頃から市政課題に関する調査研究を行うなど、自らの資質の向上に不断に努めるべきことや、議会への市民の信頼を確保するため、高い倫理性を常に確立し、誠実・公正に職務を遂行すべきこと、さらに、議会活動と自らの活動について市民に正確に理解していただくため、分かりやすく説明すべきことを定めています。

第4号では、議員は、選挙により選ばれた市民の代表としての立場を常に認識し、市民全体の福祉の増進のため活動することを定めています。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じ、会派間で調整を行い、合意形成に努める。

4 前項の規定は会派に所属しない議員の活動を制限するものではなく、かつ議会は、会派に所属しない議員の意見が議会運営に反映されるよう配慮しなければならない。

【解説】

・本条は、会派の結成、会派活動の原則を定めています。

第1項では、市政課題等に対する政策を中心とした理念を共有する議員が議会活動を行うために任意に結成する団体である「会派」を結成することができることを定めています。

第2項では、会派は、政策立案等に資するため、その理念を共有する2人以上の議員をもって構成し、議会活動を行うことを定めています。

第3項では、会派は、政策立案等に関し、所属議員間で十分な討議等を行った上、必要に応じて、他の会派と調整を行い、合意形成に努めることを定めています。

第4項では、議事機関として、会派に所属しない議員の活動を制限することなく、少数意見にも配慮した上で、議会運営を図るべきことを定めています。

第3章 市民と議会

（市民参加及び市民との連携）

第6条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を原則公開とし、傍聴者へ審議資料を提供する。

3 議会は、市民からの請願及び陳情を政策提案として受け止め、その審議においては、提出者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

4 議会は参考人制度及び公聴会を活用し、市民の専門的または政策的識見等を議会の議論に反映させるよう努めるものとする。

【解説】

・本条は、市民の議会活動への参加推進と市民との連携について定めています。

第1項では、議会は、市民にとって身近で参画しやすい議会とするため、議会運営や政策立案等について、積極的な情報公開を行うとともに、説明責任を果たすことを定めています。

第2項では、議会は、本会議及び全ての委員会を原則公開するとともに、必要な資料を市民に配布するなど、市民が傍聴をしやすい環境整備に努めることを定めています。

第3項では、議会は、市民の声をより広く市政に反映するよう、陳情も請願に準じた取扱いとし、政策提案として受け止めることを定めています。また、閉会中も請願・陳情を随時受け付けるとともに、委員会での審査に際しては、提出者が説明する機会を設けるよう努めることを定めています。

第4項では、本会議や委員会において、審議の充実を図るため学識経験者などの出席を求め、意見を聴く制度である「参考人制度」や、重要案件の審査を周到に行うため直接住民や学識経験者などから意見を聴く制度である「公聴会」などの活用を努めるべきことを定めています。

※「常任委員会」

議案などをいくつかの部門に分けて専門的に調査・審査するために常に設置される委員会のことをいいます。現在、総務常任委員会、厚生常任委員会、建設文教常任委員会の3常任委員会を設置しています。

※「議会運営委員会」

議会運営を円滑に行うため、議会運営上必要な事項に関して各会派の意見を調整し、取り決めを行う委員会のことをいいます。

※「特別委員会」

特定の問題について審査・調査するために、必要と認めたときに設置される委員会のことをいいます。議会基本条例は、議会改革推進特別委員会で集中的に審議しました。

※「請願」「陳情」

市民は、市政についての意見や要望を文書で直接市議会に提出することができ、これを「請願」や「陳情」といいます。請願は、憲法第16条や地方自治法第124条に基づくもので議員の紹介が必要となりますが、陳情はこうした紹介を必要としません。

※「参考人制度」

議会が利害関係者や学識経験者等の出頭を求めて、意見を聴取する制度のことです。公聴会と異なり、簡易な方法により利害関係者や学識経験者等の意見を聴くことができます（地方自治法第115条の2、第109条第5項）。

※「公聴会」

議会が重要な案件や住民の権利義務に大きな影響のある案件を審査する場合に、必要に応じて利害関係者や学識経験者等の意見を聴くために開催することができます。

（議会報告会）

第7条 議会は、市民に対し議会活動を報告し、市民の多様な意見の把握に努めるため、地域に出向き議会報告会を年1回以上開催する。ただし、天災その他不測の事態の場合は、この限りでない。

2 議会報告会に関することは、別に定める。

【解説】

・本条は、議会報告会について定めています。

第1項では、議会の運営状況や諸課題への取り組みについて説明責任を果たすとともに、意見や要望等を聴き、市民との意思疎通を図るために議会報告会を開催することを定めています。

第2項では、開催にかかる具体的な内容については、議会報告会実施要綱に定めることとしています。

(情報公開及び広報)

第8条 議会は、インターネットや議会広報誌等の多様な広報手段を活用し、市民が議会と市政についての理解を深められるよう、議会の活動に関する情報の発信に努めなければならない。

2 情報の発信にあたっては、目や耳に障害を持つ方等への情報バリアフリーに努めなければならない。

【解説】

・本条は、議会活動に関する情報公開及び広報について定めています。

第1項では、市民に開かれた議会の実現のため、多様な情報発信手段を用いて議会活動に係る積極的な広報を行うことを定めています。現在「議会だより」などの広報誌のほか、あい・ボード、ホームページでの本会議動画配信など、情報発信に努めています。

第2項では、情報を発信する際、誰もが容易に情報を得られるよう努めることを定めています。現在、本会議の動画には、同時手話通訳映像を挿入しているほか、議会報告会では、全ての開催会場に手話通訳者を配置して実施しています。

第4章 議会と市長

(議会及び議員と執行機関の関係)

第9条 議会は、二元代表制の下、市長等と対等で緊張感のある関係を築き、多様な観点から、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策立案等を行うことにより、市民福祉の向上及び市勢の発展に取り組むものとする。

2 本会議における議員と市長等との質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答で行う。

【解説】

・本条は、議会及び議員と市長等との関係について定めています。

第1項では、二元代表制の下、市長と議会がそれぞれ住民の代表機関として、独立・対等の立場で、互いに尊重し、抑制・均衡を保ちながら、それぞれの特性を生かし、適切に役割を果たすことが求められています。

この制度を有効に機能させるため、議会は、市長等と対等で緊張感のある関係を構築し、多様な観点から、市長等の事務執行に対する監視・評価や政策立案等を行うことにより、市民福祉の向上と市勢の発展に取り組むべきことを定めています。

第2項では、本会議の一般質問における質疑応答は、活発で市民にわかりやすいものとなるよう、一問一答で行なうことを定めています。

(議会への重要政策等の説明)

第10条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を明確化し、その政策水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等の提案に至った経緯及び理由
- (2) 総合計画における根拠又は位置付け
- (3) 関係法令及び条例等
- (4) 政策等の実施に要する経費、財源措置
- (5) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

【解説】

・本条は、議会が、議案等の審議・審査、市長等の事務執行の監視・評価、政策立案等といった役割を的確に果たすためには、これらに関する情報を十分に把握していることが前提となります。前条に定めた議会と市長等との関係についての基本的な原則を踏まえ、市長等による議会への説明について、第1項では、具体的に第1号から第5号までを求めることと定めています。

第2項では、議会は、重要な政策等の提案を受ける際、その論点・争点を明確にするとともに、事務の執行については、適正・効率的・効果的に行われているかを監視し、その効果・成果を評価することとしています。

第5章 政務活動費

(適正な執行と透明性)

第11条 政務活動費は、政策立案又は提案並びに調査、研究に資するために交付され、その執行に当たっては、石狩市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第1号。以下「政務活動費条例」という。）に基づいて行わなければならない。

2 会派は政務活動費条例で定める政務活動費の使途範囲に従い政務活動費を適正に執行し、会派の経理責任者は1円以上の領収書を添付した収支及び活動報告書を議長に提出しなければならない。

3 議長は、収支及び活動報告書を別に政務活動費条例で定める期間の間保存し、いつでも市民に閲覧可能な状態で保管しなければならない。

- 4 議長は、市民から書面により、前項に規定する書類の閲覧請求があった場合は、速やかに閲覧させるものとする。ただし、石狩市情報公開条例（平成 10 年条例第 26 号）第 9 条に規定する個人情報を除く。
- 5 会派は、市民に対し政務活動費の執行について説明責任を負うものとする。
- 6 会派の代表者は、政務活動費の支給を受けた当該年度終了後の議会広報において、活用状況を公表しなければならない。

【解説】

・本条は、政務活動費の適正な執行と透明性について定めています。

「政務活動」とは、市議会における会派又は所属議員が行う調査研究、研修、広報広聴、市民相談、要請陳情、会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動並びに市民福祉の増進を図るために行う活動のことをいいます。

平成 24 年の地方自治法の改正に伴い、従来の政務調査費に代わって政務活動費として、議員又は会派に交付することが認められています。本市では、平成 13 年に制度化され、1 人あたり年額 200,000 円が交付されています。

第 1 項では、政務活動費は、市が定める条例に基づいて執行しなければならないことを定めています。

第 2 項では、政務活動費の使途について市民の疑念を招かないよう、透明性を確保するため、1 円以上の領収書を添付した収支・活動報告書を、議会議長に 1 部、市長に 1 部提出することを定めています。なお、政務活動費の交付対象については、会派に所属しない議員である場合も含むこととしています。

第 3 項では、議長に提出のあった収支・活動報告書を、政務活動費の交付に係る年度の翌年度から 5 年間保存することを定めています。

第 4 項では、議長は、市民から書面により収支・活動報告書の閲覧請求があった場合、いつでも閲覧できることとしています。なお、情報公開条例第 9 条に規定する公文書の不開示（開示請求に不備がある等）に該当する場合は、開示しないこととなります。

第 5 項では、会派が、政務活動費の執行について、市民に対して説明責任を負うことを定めています。

第 6 項では、会派の代表者は、政務活動費の収支について、議会広報で必ず公表しなければならないことを定めています。

第 6 章 議会の体制整備

（議員研修の充実強化）

第 12 条 議会は、議員の資質の向上を図るため、議員研修の充実強化に努め、広く各分野の学識経験を有する者及び各種団体等との議員研修会を積極的に開催するものとする。

【解説】

・本条は、議員が、議案等の審査や政策の立案・決定等に関する能力の向上を図るため、様々な分野の学識経験者や様々な団体との研修会を開催及び参加し、必要な研修・調査研究に積極的に取り組むべきことを定めています。

（議会図書室の強化）

第13条 議会は、議員の調査研究に資するため、図書その他の資料を収集し、整理する議会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の強化を図るものとする。

【解説】

・本条は、地方自治法第100条第19項により設置が義務付けられている議会図書室に、政府や都道府県から送付された官報、公報、刊行物のほか、市政課題に関係する図書・資料を収集・整理し、管理運営の適正を期するとともに、議員の調査研究を補佐するという設置目的を達成するため、その機能強化を図るべきことを定めています。

（議会事務局）

第14条 議会事務局は、議員の議会活動に必要とされる行政情報の提供に努めなければならない。

2 議会は、議員の資質の向上を図り、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実、組織体制の強化を図るよう努めなければならない。

【解説】

・本条は、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自主的な政策の立案などの範囲が拡大し、処理すべき事務も複雑化しています。議会における、政策形成・監視機能も重要性が増していることから、補佐する議会事務局体制の強化を求めています。

第1項では、議会事務局は、議員の議会活動に必要とされる行政情報を、市長その他の執行機関から収集し提供することを努めるべきと定めています。

第2項では、本会議や委員会の運営といった議会活動を円滑・効率的に行うことを補佐するため、議会事務局の調査・法務機能を充実させ、組織体制の強化に努めるべきことを定めています。

第7章 議員の政治倫理、定数及び報酬

（議員の政治倫理）

第15条 議員は、石狩市政治倫理条例（平成7年条例第2号）を行動規範として遵守し、市民の代表として人格と倫理の向上に努め、市の発展に寄与しなければならない。

【解説】

- ・本条は、議員の政治倫理の向上などについて定めています。

議員は、市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、自己の地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図ることのないよう、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与すべきとしています。政治倫理条例では、議員と市長等の資産・所得等の公開が義務付けられています。

（議員の定数）

第16条 議員の定数は、第3条に規定する議会の活動原則に沿った議会としての機能を果たすためにふさわしいものとするを基本とし、石狩市議会議員定数条例（昭和58年条例第1号）により定めるものとする。

2 議員の定数の改正に当たっては、市政の現状及び課題、将来予測等を考慮し、市民の意見を聴取した上で決定するものとする。

【解説】

- ・本条は、議員定数を定める場合の、基本的な方針などについて定めています。

第1項では、第3条（議会の活動原則）に規定したとおり、議会は、二元代表制の下、市長等の執行機関の事務が適切に執行されるよう、監視・評価する役割を担っていることや、高度に複雑化した市政課題に対し、政策を立案するとともに、立案した政策について、市長などに提案し、さらにこれを決定する役割を担っています。議員定数を定めるにあたっては、こうした議会機能の確保を考慮することと定めています。現在、議会議員定数条例では、議員定数を20人としています。

第2項では、議員定数の改正については、市政の現状や将来予測等を考慮するとともに、多様な市民意見を聴いた上で、適切な人数を総合的に判断し決定することを定めています。

（議員の報酬）

第17条 議員報酬は、市民の負託にこたえる議員活動への対価であることを基本とし、石狩市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和50年条例第1号）に定めるものとする。

2 議員報酬の改正に当たっては、石狩市特別職報酬等審議会条例（昭和44年条例第27号）に基づく審議会意見のほか、行財政改革の視点、市政の現状及び課題、将来予測等を考慮した上で決定するものとする。

【解説】

- ・本条は、議員の報酬を定める場合の、基本的な方針などについて定めています。

第1項では、第3条（議会の活動原則）に規定したとおり、議会は、高度に複雑化した市政課題に対し、政策を立案するとともに、立案した政策について、市長などに提案し、さらにこれを決定する役割を担っています。議員の報酬を定めるにあたっては、こうした議会機能を十分に発揮することができるよう、多様な分野に幅広い知識と経験を有する人材が議員として活動できるための環境を整備するという視点等を踏まえ、その対価としての議員報酬であるべきことを定めています。現在、「石狩市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」では、月額 336,000 円としています。

第2項では、議員報酬の改正については、財政面での経費節減と効率性とともに、行政サービスの質を向上させることを目的とする行財政改革の視点を踏まえ、市政の現状や課題、将来予測等を考慮するとともに、石狩市特別職報酬等審議会からの意見を聞いた上で、適切な報酬額を総合的に判断し決定することを定めています。

第8章 議会の災害対応

（災害時の議会の役割）

第18条 議会は、大規模災害等の緊急の事態から、市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民生活の平穏を確保するため、総合的かつ機動的な活動が図られるよう、市長等と協力し、議会としての対応を積極的に図るものとする。

2 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、市民の意見、要望等を的確に把握し、予算の確保等必要な対策について、国等関係機関に対し、要望等を行うものとする。

【解説】

・本条は、大規模災害時における議会の役割について定めています。

第1項では、議会は、大規模災害時において、いち早く市民生活の平穏を確保するために、市長等と協力して復興に向けた積極的な役割を果たすよう取り組むべきことを定めています。

第2項では、議員は、大規模災害時において、市民の意見・要望等を的確に把握するとともに、必要に応じて、市民の生活基盤の回復・整備等に必要な予算の確保に努め、国・道・関係機関等に対し、提案・要望等を行うべきことを定めています。

（災害時の議員の役割）

第19条 議員は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、地域の一員として共助の取り組みが円滑に行われるよう努めるものとする。

【解説】

・本条は、大規模災害時における議会の役割について定めています。

議員は、大規模災害時において、地域の一員として、地域で市民が助け合い支え合う「共助」の取り組みが円滑に行われるよう努めるべきことを定めています。

第9章 最高規範性及び見直し手続

(他の条例等との関係)

第20条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会における最高規範とする。

2 議会は、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

【解説】

・本条は、議会における最高規範たるこの条例の位置づけについて定めています。

第1項では、この条例は、議会に関する基本的な事項を定める条例であることから、議会に係る他の条例等に対して優位に立つことを定めています。

第2項では、議会に関する他の条例や規則などを制定・改廃する場合において、この条例に定める事項との整合性の確保を図らなければならないことを定めています。

(条例の見直し手続)

第21条 議会は、この条例の目的の達成状況について、議会運営委員会において適宜検証するものとする。

2 前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め適切な措置を速やかに講ずるものとする。

【解説】

・本条は、この条例の見直しなどの措置について定めています。

第1項では、この条例は、議会を取り巻く状況の変化に的確に対応していくため、必要に応じて条例の内容について見直すことが求められるため、この条例の目的の達成状況について、議会運営委員会で検証することを定めています。

第2項では、前項の検証をした結果、条例の施行後も、議会が必要と認めるときは、速やかに条例の見直しを行うことを定めています。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

この条例は、令和2年6月26日から施行する。

【解説】

・本条は、この条例の施行日について定めています。